

佐賀県規則第40号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 企画経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>（12） 災害救助及び援護物資に関する<u>こと。</u>（<u>援護物資については、佐賀中部保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所に限る。</u>）</p> <p>（13）～（36） 略</p> <p>（37） <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）の施行に関する<u>こと。</u></p> <p>（38）～（44） 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 企画経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>（12） 災害救助及び援護物資に関する<u>こと。</u></p> <p>（13）～（36） 略</p> <p>（37） <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）の施行に関する<u>こと。</u></p> <p>（38）～（44） 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。